

地域包括支援センターの 現況と課題について

平成31年1月17日
高齢施策担当部
高齢者支援課

地域包括ケアシステムの確立

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立

元気な状態

健康不安（フレイル）
～要支援状態

要介護状態



かかりつけ医

かかりつけ薬局

連携

地域包括支援センター
(25か所)

連携

病院

在宅支援診療所

訪問診療



1 介護予防の場の利用

交流の場

- 街かどケアカフェ
- はつらつセンター など

活動の場

- シルバー人材センター
- 支え合いサポーター
- 町会・自治会
- 老人クラブ など

身体機能の維持

- はつらつシニアクラブ
- ねりま ゆる×らく体操 など



2 生活機能の低下を補う
サービスの利用

生活支援サービス・見守り事業

- ひとり暮らし高齢者等への訪問支援事業
- 高齢者在宅生活あんしん事業
- 介護予防・生活支援サービス
- 食事（配食）サービス など



ニーズに応じた住まいの選択

- 都市型軽費老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅 など

3 介護サービスの利用

ケアマネジャー

在宅系サービスの利用

- 訪問介護
- デイサービス
- （看護）小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 など



施設系サービスの利用

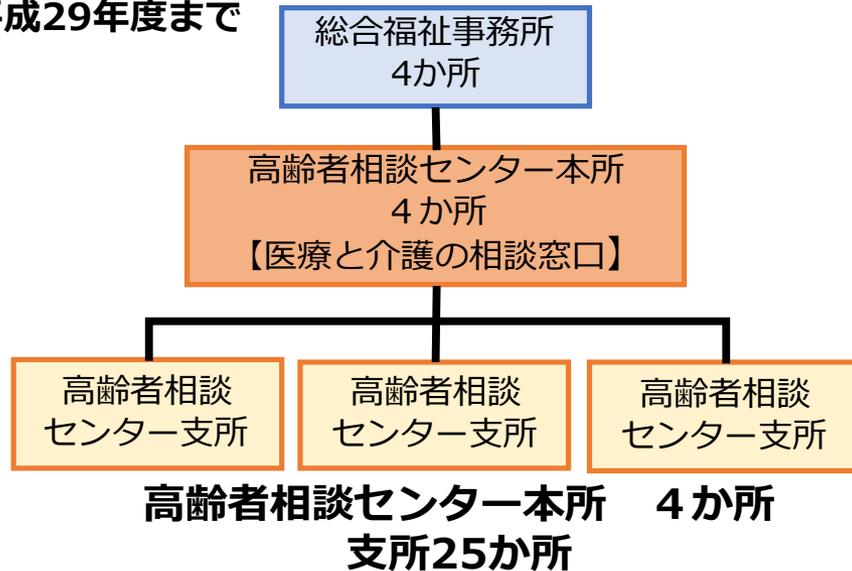
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 認知症高齢者グループホーム など



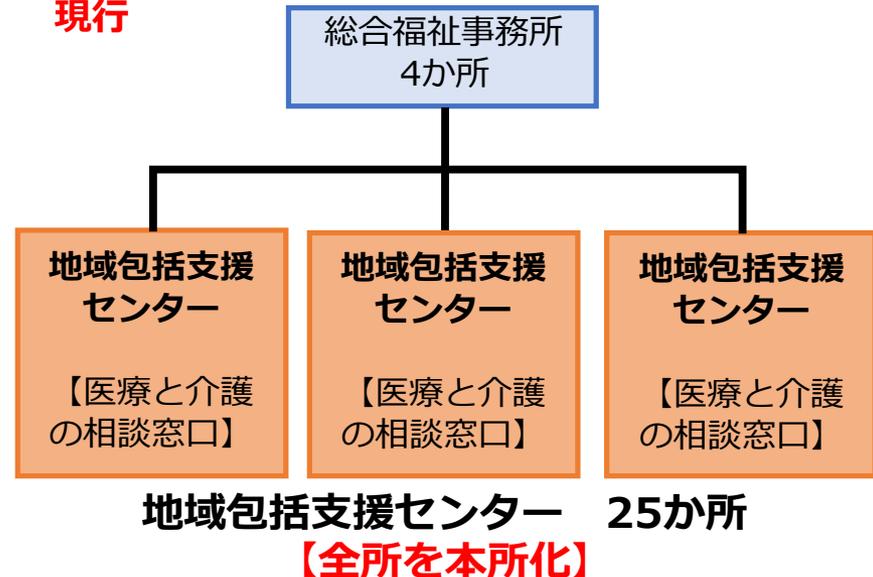
地域包括支援センターに関するこれまでの取組

- 区は、高齢者人口6,000人を目安にセンター（設置当時は支所）を設置。センターの担当区域は、高齢者人口と地域バランスを考慮して定めている。
- センターの職員は、区の条例に基づき配置。平成30年4月の運営体制見直しで職員体制を強化したことにより、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年に必要な配置人数は、全てのセンターにおいて充足
- 区政改革計画に基づき、地域包括支援センターの出張所跡施設への移転を推進（平成28～29年度の2か年で5か所移転）
- 平成30年4月、高齢者相談センター本所・支所体制を見直し、25か所の地域包括支援センター体制に再編、全所を本所化。再編に併せ、ひとり暮らし高齢者などへの訪問支援や認知症の専門相談を充実し、医療と介護の相談窓口を増設

平成29年度まで



現行



地域包括支援センターに関する取組の成果

出張所跡施設への移転

(区政改革計画に基づきH28~29に実施)

【出張所跡施設へ移転したセンターの年間来所者数の比較】

H27年度 (移転前)	H29年度	比
約2,700人	約4,300人	約1.6倍

※中村橋・北町・高野台・大泉北・南大泉の年間来所者数の合計

出張所跡施設への移転の経過

- H28年4月 高野台 (特養からの移転)
- H29年7月 南大泉 (特養からの移転)
- 北町 (デイサービスセンターからの移転)
- H29年9月 大泉北 (老健からの移転)
- 中村橋 (施設内での移転)



▲大泉北地域包括支援センター (敬老館等が併設)

医療と介護の相談窓口の拡充

(H30年4月)

【在宅療養相談件数、認知症相談件数の比較】

	H29年度	H30年度	比
在宅療養	約3,600件	約12,000人	約3.3倍
認知症	約3,100件	約6,100件	約2.0倍

※H29年度は旧高齢者相談センター本所4か所の年間合計
H30年度は地域包括支援センター25か所の年間合計 (11月~3月は推計値にて算出)

認知症初期集中チームの活動

- 認知症専門医、センター職員、総合福祉事務所職員 (保健師) 等によるチーム
- H30年度は54回のチーム員会議を実施 (9月末時点)。医師の助言を基に支援方針を検討



ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施

(H30年4月)

【H30年度4~10月の訪問支援事業の実績】

訪問者数	サービスにつなげた人数	
	介護保険等申請	その他福祉サービス
約11,000人	約350人	約1,000人

※地域包括支援センター25か所の合計件数

事例

- 家族に先立たれうつ状態だった方を、傾聴ボランティアにつなげた。
- 認知症の方を、介護保険サービスや成年後見制度の利用につなげた。
- 元気な高齢者を自法人が運営する特養のボランティアにつなげた。



地域ケア会議の充実

(H30年4月)

【地域ケア会議の実施回数の比較】

会議名	H29年度	H30年度
地域ケア個別会議	50回	300回
地域ケア予防会議	—	50回
地域ケアセンター会議	—	50回

地域ケア個別会議に関するセンター職員の声

- 昨年より準備に要する手間が減り、開催しやすくなった。
- ケアマネジャーが「今」困っている事例に対応できるようになり、実効性を感じる。



「街かどケアカフェ」に関する取組の成果

事業展開

○平成30年11月現在、区立施設を活用した街かどケアカフェ3か所、地域の集いの場を活用した街かどケアカフェ14か所の計17か所を運営。併せて、街かどケアカフェが設置されていない地域でも、25か所の全地域包括支援センターが旧出張所併設の地域集会所等に出向いて行う「出張型街かどケアカフェ」を実施。高齢者をはじめとする地域の方の交流・相談・介護予防の拠点として広く事業展開している。

利用実績

区分	人数内訳	内容
区立施設・地域の集いの場 (17か所)	平成29年度 36,479人 本年度は8月末までに22,839人	栄養講座、健康体操、映画、歌声カフェ、認知症カフェ、小物づくり等
出張型 (25か所)	平成29年度 11,108人 (568回実施) 本年度は8月末までに4,149人	介護予防体操、茶話会、脳トレ、若返り教室 等

平成31年度までの事業展開

区分	28年度	29年度	30年度	31年度
区立施設型	●1か所開設 ・街かどケアカフェこぶし	●2か所開設 (計3か所) ・街かどケアカフェけやき ・街かどケアカフェつつじ	—	●2か所開設準備 (工事) ・桜台地域集会所内 ・北保健相談所移転・複合化施設内
連携協定型 (集いの場)	—	●6か所実施 ・ルンヅカ1金のまり (石神井台) ・いこいの場ふくろう (関町北) ・やすらぎラウンジ (大泉学園町) ・ショップウェルカム (下石神井) ・たまり場ふくろう (富士見台) ・むすび (光が丘)	●8か所実施 (計14か所) ・江古田しゃべり場カフェ (羽沢) ・コミュニティカフェチャイハナ (田柄) ・ふれあいルーム☆まががやき (北町) ・氷川台3丁目カフェ (氷川台) ・満咲くの会 (早宮) ・エプロン関町 (関町北) ・虹のカフェ大泉 (東大泉) ・喫茶陽だまり (西大泉)	●6か所実施予定 (計20か所)
合計	1か所	9か所	17か所	23か所
出張型	—	25か所	継続	継続

街かどケアカフェの配置図



 ...街かどケアカフェ

交流・相談・介護予防の拠点

「街かどケアカフェ」は、現在、区内17か所で運営

地域包括支援センターの課題、目指す方向性

地域包括支援センターに関する意見

【区民の意見】

- センターを増設して欲しい。
- センターに行くには、線路や幹線道路を越える必要があり、利用しづらい。
- センターが担当区域外に設置されている。
- センターの場所がわかりづらい。

【地域の関係者や医療・介護事業者の意見】

- 町会のエリアを複数のセンターが担当しているため、連携がしづらい。
- 地域の見守り活動を実施するに当たり、センターに支援をしてもらいたい。

【地域包括支援センター職員の意見】

- 利便性が高い場所にあるため、他の担当区域の方も含めて、来所者が非常に多い。
- 民生委員など地域の関係者との連携をさらに強化していく必要がある。

地域包括支援センターの更なる課題

- 1 区民が利用しづらいセンターがあることから、センターの更なる利便性の向上が求められている。
- 2 地域で高齢者を支えていくためには、センターと民生委員、町会・自治会などの地域の関係者や医療・介護事業者等との更なる連携の強化が求められている。
- 3 センターごとに相談件数に差が生じているため、業務量に応じた体制の強化が必要になっている。

**団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年に向け、
地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とすることが必要**

第2次みどりの風吹くまちビジョンについて

- 平成27年3月、区は、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、みどりの風吹くまちビジョンを策定。また、政策の実現に向けた具体的な仕組みや態勢を「区民の視点」から改めて見直し、平成28年10月に区政改革計画を公表
 - 平成30年6月には、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野からなるグランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有
- ▼
- グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画として、**第2次みどりの風吹くまちビジョン**を策定する。
 - 第2次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画（平成31年3月策定予定）と、具体的な実行計画であるアクションプラン（平成31年6月策定予定）の二部構成

第2次ビジョン【素案】における地域包括支援センターに関する取組

第2次ビジョン基本計画【素案】 「施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち」

【リーディングプロジェクト】 特別養護老人ホームの整備・在宅サービスの充実

区はこれまで、高齢者が安心して生活できるよう、介護保険施設等の整備を進めてきました。特別養護老人ホームの施設数は都内最多です。今後、団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、在宅での生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を促進します。

地域密着型サービスやショートステイなど、在宅生活を支えるサービスを充実させるとともに、**地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを、より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を進めます。**

第2次ビジョン アクションプラン(戦略計画)【素案】 「戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立」

【1 地域包括支援センターの移転・増設】

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を**より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を行います。**また、高齢者実態調査の内容等を充実し、センターによるひとり暮らし高齢者等への訪問支援体制の強化に活用します。

【参考】日常生活圏域等に関する規定・考え方

1 日常生活圏域および地域包括支援センターの設置数・担当区域に関する考え方

	国	区
日常生活圏域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定（国の地域包括ケアシステムの資料より） ⇒30分以内に必要なサービスが提供される範囲とは、6～8km（自転車での移動を想定） 6km：練馬駅から大泉学園駅まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施策を効果的に推進するため、練馬、光が丘、石神井、大泉の4か所に総合福祉事務所を設置し、この管轄と同一の区域を日常生活圏域としている。 ○ 日常生活圏域は高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等を考慮して定めており、高齢者にとって住み慣れた地域で介護保険等の必要なサービスが提供されるよう、各種サービスの整備区域となる。
地域包括支援センターの設置数、担当区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口規模や業務量等を配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、区市町村の判断で設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者人口6,000人を目安にセンター（設置当時は支所）を設置 ○ センターの担当区域は、高齢者人口と地域バランスを考慮して設定

2 地域包括支援センターの職員体制に関する基準 ※下表の充足状況は、現在の担当区域における高齢者人口を基に算出

担当区域の高齢者人口	職員配置に関する基準 (練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例)	センターにおける職員の充足状況
～5,999人	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を常勤専従で各1人（基本配置）	H37まで、現在の体制で充足
6,000人～6,999人	基本配置に加え、いずれかの職種を1人	H37まで、現在の体制で充足
7,000人～7,999人	基本配置に加え、いずれかの職種を2人。内1人は常勤専従	H37まで、現在の体制で充足
8,000人以上	基本配置に加え、常勤専従で保健師1人とその他の職種のいずれかを1人	現在の体制では不足

今後のスケジュール

～平成31年1月18日	第2次みどりの風吹くまちビジョン 基本計画（素案）およびアクションプラン〔戦略計画〕（素案）パブリックコメント実施
2月	アクションプラン〔年度別取組計画〕（素案）公表 パブリックコメント実施
3月	地域包括支援センター運営協議会 第2次みどりの風吹くまちビジョン 基本計画およびアクションプラン〔戦略計画〕 策定
6月	アクションプラン〔年度別取組計画〕 策定